

第15回 玉村町農業委員会 議事録 (部会)

事務局長 : ただ今から、第15回玉村町農業委員会の農地部会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
深夜に集中豪雨があり、水没したハウスがある等、農業に影響がでている。

事務局長 : ありがとうございました。それでは、農地部会長に進行をお願いいたします。

部会長 : それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については本会議で審議しますので部会では扱いません。

議案第2号 農地法関係許可取消願について説明いたします。

まずは番号1、前回の総会で審議し保留となった、令和6年7月22日付で取消願のあった案件です。

<番号1の内容について説明>

前回の総会で決定した保留の方針を代理人に伝えましたが、誰がどのように耕作するのかという点についての報告はまだありません。土壌改良と実際の作物栽培については、この後の現地確認で確かめていただきたいと思います。尚、許可取消が認められる状況になっていないのなら願出の取下げをしていただきたいと思います。代理人にはお伝えしましたが、取り下げる意思はないということです。

よって、本件については今回の総会で協議し、農業委員会としての意見を付け、県に提出することとなります。まずは部会として、現地確認を行い、部会としての意見をまとめて総会での議論の材料としたいと思います。

次に番号2、令和6年8月9日付で願出のあった農地法4条の許可取消についてです。

<番号2の内容について説明>

こちらの件についても、今回の総会で協議し、農業委員会としての意見を付け、県に提出することとなります。この後、現地確認をお願いいたします。

次に、議案第 3 号 非農地判断について説明します。

令和 6 年 8 月 9 日付で「農地に該当しないことの証明願い」の提出がありました。

<議案第 3 号について説明>

農業委員会は、証明願いが出された場合は「農地に該当するか否かの判断」を行うこととなっておりますので、この後に現地確認を部会で行い、農地に該当するか否かの判断をお願いします。

「農地に該当しない」と判断した場合は、非農地として農地台帳から削除し、登記も農地以外に変更できるようになります。

なお、該当地は堤防の外で草木が生い茂っており、境界杭もないため、完全に該当地を特定することは難しい状況となっています。

部会長 : 現地確認に行く前に何か質問はありますか。
それでは、現地確認をお願いいたします。

<現地確認に出発>

(現地確認後)

部会長 : 現地確認お疲れさまでした。

それでは、議案第 2 号 番号 1 の案件についてご意見をお願いいたします。
前回は保留となりましたが、本日の状況を踏まえて、県に提出するにあたっての玉村町農業委員会の意見を決めたいと思います。

<委員の意見は概ね「現況は農地とは言えず、取消は認められない」という内容>

それでは現地確認と協議の結果、農地部会としては、「現況が農地となっておらず、また既に転用に着手していると判断し、取消の願出は認められない」という意見としたいと思います。

次に、番号 2 の案件についてご意見をお願いいたします。

＜委員の意見は全員一致で「現況は農地となっており、取消を認める」という内容＞

それでは現地確認と協議の結果、農地部会としては、「現況は農地となっており、取消の願出を認める」という意見としたいと思います。

次に、議案第３号についてご意見をお願いいたします。

本件については、農業委員会として「農地に該当しない」か「農地に該当する」かを判断することになります。

＜委員の意見は全員一致で「現況は農地となっておらず、非農地とすることで妥当」という内容＞

それでは現地確認と協議の結果、農地部会としては、「現況は非農地となっており、農地に該当しないと認める」という意見とし、総会に報告します。

部会長 ：ご審議ありがとうございました。決定したことについては、部会の意見として総会で報告いたします。これで部会を終了いたします。

玉村町農業委員会 議事録 （本会議）

事務局：ただ今から、第15回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会長：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
突発的な豪雨で町に被害が出ている。床下浸水が11件と聞いている。
また、米不足のほうは段々と終息に向かっており、赤堀ではもう収穫を始めている。
2週間くらいで通常の供給体制に戻るのではないかな。

事務局：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議長：本日の出席委員は11名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、
今回は1番 山口 委員 4番 塚越 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の関口主査を指名します。

議長：それでは、議事に入ります。
議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

議案第1号 令和6年8月20日受付
この申請は農地の所有権移転の申請です。

<議案第1号について説明>

遺言による贈与の場合、被相続人の財産をすべて譲り受ける「包括遺贈」と財産の指定された一部のみを譲り受ける「特定遺贈」で扱いが異なります。
「包括遺贈」の場合は相続と同様の扱いとなり3条の許可は不要で届出のみの手続となりますが、「特定遺贈」の場合は通常の贈与と同じく3条の許可申請が必要で、農家要件の有無も含めての審査となります。

農機具の保有状況は写真のとおりで、ほか噴霧器や鎌、鍬等を確認しています。

以上で議案第1号の説明を終了します。

議長：それでは、議案第1号について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

5 番委員：管理機を保有しているとのことだが、この面積をこの機械でできるのか。

16 番委員：以前からこの農地は管理が不十分だったと見受けられる。遺贈ということであれば異論はないが、しっかり管理耕作するよう確認してほしい。

事務局：申請人だけでなく、息子 2 人も協力して管理耕作すると聞いている。しっかり耕作するよう確認を行うようにしたい。

議長：よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 1 について、原案のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、議案第 1 号は原案のとおり**許可**と決定いたします。

以上で議案第 1 号を終わりにします。

議長：次に、議案第 2 号 農地法関係許可取消願について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第 2 号 農地法関係許可取消願について説明いたします。

まずは番号 1、前回の総会で審議し保留となった、令和 6 年 7 月 22 日付で取消願のあった案件です。

<番号 1 について説明>

前回の総会で決定した保留の方針を代理人に伝えましたが、誰がどのように耕作するのかという点についての報告はまだありません。土壌改良と実際の作物栽培については、この後の現地確認で確かめていただきたいと思います。尚、許可取消が認められる状況になっていないのなら願出の取下げをしていただきたいと思います。代理人にはお伝えしましたが、取り下げる意思はないということです。

よって、本件については今回の総会で協議し、農業委員会としての意見を付け、県に提出することとなります。

議長：それでは、番号 1 について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長：土盛りした形跡があり、転用に着手したとみられ、また現況も農地とはいえないとの判断になった。部会としては、取消は認めるべきでないという結論です。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

それでは採決いたします。

＜挙手による採決を行う＞

賛成多数により、番号１について、玉村町農業委員会としては、
「現況は農地とはいえず、許可の取消は認めない」
という意見に決定し、県に報告したいと思います。

事務局：次に番号２、令和６年８月９日付で願出のあった農地法４条の許可取消についてです。

＜番号２について説明＞

こちらの件についても、今回の総会で協議し、農業委員会としての意見を付け、県に提出することとなります。

議長：それでは、番号２について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長：現況は農地となっており、取消を認めるという意見です。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

それでは採決いたします。

＜挙手による採決を行う＞

全員賛成により、番号2について、玉村町農業委員会としては、
「許可の取消を認める」
という意見に決定し、県に報告したいと思います。

以上で議案第2号を終了いたします。

議 長：次に、議案第3号 非農地判断について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第3号 非農地判断について説明いたします。

令和6年8月9日付で「農地に該当しないことの証明願い」の提出がありました。

<議案第3号について説明>

農業委員会は、証明願いが出された場合は「農地に該当するか否かの判断」を行うこととなっておりますので、この後に現地確認を部会で行い、農地に該当するか否かの判断をお願いします。

「農地に該当しない」と判断した場合は、非農地として農地台帳から削除し、登記も農地以外に変更できるようになります。

なお、該当地は堤防の外で草木が生い茂っており、境界杭もないため、完全に該当地を特定することは難しい状況となっております。

議 長：それでは、議案第3号について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長：現況は草木が繁茂してとても農地とはいえない状況であり、非農地と判断することが妥当であるという意見です。

議 長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

それでは採決いたします。

<挙手による採決を行う>

議案第 3 号については、
「願出のあった農地については、非農地とする」
という判断と決定いたします。

議 長 : 続いて、報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理状況について
報告いたします。相続で 1 件受理しております。

報告事項 2 農地のあっせん申出について報告いたします。

＜農地売買あっせんについて説明＞

報告事項 3 地域計画における「現況地図」「目標地図」の素案について報告いた
します。

＜「現況地図」「目標地図」の素案について説明＞

以上で報告事項を終わります。

議 長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手
願います。

＜質疑応答＞

それでは、報告事項について、終了とします。

議 長 : 続いて、次第 6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 : ○農業委員と農業者の意見交換会について
・ 9 月 20 日（金）15 時～ 別紙開催通知参照
・ 会場は玉村町文化センター小ホール
・ 18 時より懇親会あり（負担金 3,000 円は集金した会費から負担）

○五料飯倉地区農地利用活性化基本構想の説明会について
・ 9 月 29 日（日）10 時～
・ 会場は五料公民館

○次年度に向けてのたまねぎじゃがいも栽培について

- ・どのように管理栽培を行うか協議

○農地パトロール日誌について

- ・一月あたり平均で 10 回の「最適化活動」が目安

議 長 ： 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。
進行を事務局にお返しいたします。

事務局長：これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。